

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により定められたものをいう。）に関する事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 行政委員会又は附属機関の委員その他の委員
- (4) 市政協力団体又は市民団体から選出された者
- (5) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生の目的に関係する団体又は機関等から選出された者
- (6) 公募の市民その他市長が必要と認める者
- (7) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、学識経験者部会その他の専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。
- 3 部会長は、部会を総理する。
- 4 部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもつてあてる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会に属する委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて発言させることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌する事務について調査を行うほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策企画部において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年 7 月 3 日規則第29号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月15日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和44年 4 月10日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年 4 月 5 日から適用する。

附 則（昭和46年 1 月21日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年12月 1 日から適用する。

附 則（昭和47年12月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年12月 1 日から適用する。

附 則（昭和49年12月 4 日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和50年 8 月 6 日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年 7 月21日から適用する。

附 則（昭和52年 7 月21日規則第36号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和55年 3 月31日規則第 6 号）

この規則は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 7 月 2 日規則第36号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 1 月12日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 2 月16日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月31日規則第 7 号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 5 月16日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 6 月19日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月15日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月30日規則第 4 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 5 月14日規則第116号）

この規則は、公布の日から施行する。